



2024年7月4日

各 位

会社名 株式会社 桃子丸  
代表者名 代表取締役社長 石田 満  
(東証スタンダード・コード3075)  
問合せ先 取締役管理本部長 仁科善生  
電 話 043-350-1266

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年8月8日開催予定の第47回定時株主総会において現行定款の事業年度変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 決算期変更と定款変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までとしておりますが、経営及び事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、毎年3月1日から翌年2月末日までに変更いたします。
- (2) その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年5月15日

変更後：毎年2月末日

決算期変更の経過期間となる第48期は、2024年5月16日から2025年2月末日までとなる予定です。

##### 3. 今後の見通し

第48期の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

##### 4. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年8月8日（予定）

定款変更の効力発生日 2024年8月8日（予定）

以 上

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年5月15日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>第2章 株式 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、<u>毎年5月16日</u>から<u>翌年5月15日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年5月15日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第41条 当社の事業年度は、<u>毎年3月1日</u>から<u>翌年2月末日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年11月15日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第 41 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第 41 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第 41 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第 41 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</p> <p>3 <u>本条の附則は、第 52 期の事業年度経過をもって削除する。</u></p> <p><u>(第 48 期事業年度)</u> <u>第 41 条の規定にかかわらず、第 48 期の事業年度は、2024 年 5 月 16 日から 2025 年 2 月末日までとする。</u></p> <p><u>(第 48 期の中間配当の基準日)</u> <u>第 43 条の規定にかかわらず、第 48 期の中間配当の基準日は、2024 年 11 月 15 日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期限)</u> <u>本条及び前 2 条の附則は、第 48 期の事業年度経過をもって削除する。</u></p>